

基本目標 3

快適で安全・安心なまち

【生活環境】



《基本施策》

1. 快適な住宅地整備の推進
2. 生活環境の充実
3. 防災・減災対策等の推進
4. 防犯対策、交通安全対策、消費者問題対策等の充実

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



現状と課題



- 急激な少子高齢化の進展、経済状況の変動により、ライフスタイルは大きく変化しています。本町では、昭和50年(1975年)以降、岡山県土地開発公社や民間事業者により、浜中団地、君賀原団地、グリーンクレスト団地等の大規模住宅団地が建設されてきました。
- 開発事業者により令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)において、10箇所(合計72区画)の住宅地開発が行われています。
- 人口減少が進む中、転入者はもとより、本町に住んでいる人に対しても本町の住みやすさについてPRしていく必要があります。
- 令和3年度(2021年度)に「里庄町空家等対策計画」を策定しています。この計画に基づき、令和4年度(2022年度)には空家等除却支援事業補助制度の創設、令和5年度(2023年度)には空き家情報バンク制度の創設、令和6年度(2024年度)には空き家リフォーム支援事業補助制度の創設を行っています。
- 一般住宅地については、防災、衛生、景観等の諸課題の面からも増加する空き家への対応が必要となっており、空家等の除却・利活用及び特定空家[※]等の適切な管理が求められています。
- 町営住宅については老朽化が進んでいるため、民営借家等のストックを確保する等の対策が必要です。

基本方針

良好な居住環境の維持・向上に対して適切な指導を行いながら計画的な土地利用に取り組みます。

町内の特定空家等の状況を把握し、適切な指導等を行います。また、老朽化が進んでいる町営住宅の撤去を進めます。

評価指標

指標	現状値	目標値
空家等除却事業による空家除却数(累計)	4件(令和5年度)	22件(令和11年度)

個別施策

(1) 居住環境の整備

地域の特性に応じた良好な居住環境を維持・向上していくことを基本に、開発指導要綱に基づく指導を行います。また、必要に応じて特定用途制限地域*、地区計画制度*等を活用した土地利用の誘導を検討します。

【主な取組み】

◆宅地開発の指導・規制

(2) 移住・定住の推進

井笠圏域振興協議会や高梁川流域連携中枢都市圏事業に参加し、関係市町との連携を図りながらパンフレットの配布等、まちの魅力について情報を発信します。

【主な取組み】

◆移住・定住対策

(3) 空家対策の推進

「里庄町空家等対策計画」に基づき、空家等除却支援事業補助制度や空き家情報バンク制度、空き家リフォーム支援事業補助制度を活用することにより、管理不十分な空き家問題に対処するとともに、官民が連携し、空家等の適正管理や利活用を進める等快適な生活環境の確保を図ります。

【主な取組み】

◆空家等の除却・利活用及び管理不全空家等の対策の推進

(4) 町営住宅の管理

町営住宅については、老朽化が進んでいるものも多いため、今後は、居住者の安全性を第一に考え、民営借家等の活用を検討し、住居移転を進めます。

【主な取組み】

◆町営住宅の管理・検討

【関連計画】

●里庄町空家等対策計画



現状と課題



- 水資源に恵まれない本町は、最大給水量6,000m³/日の認可を受け、高梁川から取水する岡山県西南水道企業団から給水を受けています。
- 令和5年度(2023年度)末の上水道の普及率は97.3%で、給水人口は10,635人となっており、日平均配水量は減少傾向にあります。
- 今後は、暮らしに必要な不可欠な飲料水を安定して供給するため、昭和50年(1975年)代に開発された団地等の老朽管の更新を図るとともに、災害に強い水道網を整備する必要があります。
- 上下水道等の生活インフラについては、施設の老朽化や耐震性が課題となっています。今後も事業を持続できるよう、インフラの収支状況の改善、計画的な整備・改修等、経営改善の取り組みを行っていく必要があります。
- 本町の水道使用量の3割は企業等の大口の利用者が占めていますが、経営状況や社会情勢の変化等によって、料金収入の減少が想定されます。このような問題が発生した場合に備えて料金改定を念頭に置く必要があります。
- 公共用水域の水質保全を図るため、令和3年度(2021年度)に「里庄町公共下水道事業計画」の認可区域拡大を行い、現在は第6期認可区域内の整備を進めています。令和5年度(2023年度)末の下水道の普及率は69.0%、下水道処理区域内人口は7,539人で、そのうち5,869人(77.8%)が下水道へ接続しています。将来にわたって持続可能な経営を行うためには、汚水処理原価の抑制や使用料による経費回収率の向上が課題であり、下水道使用料等を含めた経営方針の再検討が必要です。
- 令和5年度(2023年度)末現在、町営墓地の墓所使用決定区画は169区画で、6割程度の墓所が使用決定している状況ですが、墓所利用者からの返還も増えています。

基本方針

- 上水道:老朽管の更新や基幹管路の耐震化工事を適正に行うとともに、料金改定や水道普及率の向上により、安全・安心な水資源の確保や災害への対応だけでなく、水道事業経営の効率化・健全化を目指します。
- 下水道:計画区域の見直しと効率的な整備を進めることにより、財政への負担軽減と歳入確保に努めます。
- 町営墓地:町営墓地の適正な維持管理に努めるとともに、使用率を高めるために、利用者の募集や周知を行っていきます。

評価指標

指標	現状値	目標値
上水道の有収率※1	98.2%(令和5年度)	98.0%(令和11年度)
上水道の耐震適合率(レベル2地震動対応)※2	28.9%(令和5年度)	34.9%(令和11年度)
上水道普及率※3	97.3%(令和5年度)	97.0%(令和11年度)
水道事業当年度純利益※4	23百万円(令和5年度)	31百万円(令和11年度)
下水道普及率※5	69.0%(令和5年度)	72.0%(令和11年度)
下水道水洗化率※6	77.8%(令和5年度)	79.0%(令和11年度)
町営墓地墓所使用者決定区画数及び使用率	169区画(令和5年度) 56.3%(令和5年度)	175区画(令和11年度) 58.3%(令和11年度)

※1 上水道の有収率(有収水量/配水量)、有収水量:水道料金徴収の対象となった水量

※2 上水道の耐震適合率(耐震管延長/基幹管路延長)

レベル2地震動:

配水管の供用期間中(概ね40年)に発生する確率は低いが、直下型地震または海溝型巨大地震に起因する高い地震動

基幹管路:

まちの基幹管路の位置づけは令和4年(2022年)3月に策定した「里庄町水道事業ビジョン」において、送水管のすべてと配水管のうち口径が150mm以上の主要な管路としている。

※3 給水人口/行政区域内人口

※4 経常利益+特別利益

※5 下水道処理区域内人口/行政区域内人口

※6 下水道水洗化人口/下水道処理区域内人口

個別施策

(1) 上水道の整備・充実

工事コストの縮減を図るため、各水道施設の統廃合やダウンサイジング*を検討していきます。

令和8年度(2026年度)から老朽化が進む既設管路の更新工事を行っていきます。また、引き続き公共下水道工事や道路整備工事に併せて更新工事を行います。

現在、口径75mmと50mmの水道メーターをスマートメーター*に順次切り替えています。令和7年度(2025年度)から口径40mmについてもスマートメーターに切り替えていく予定です。

人口減少に伴う水道使用量の減少に備え、上水道の普及率を向上させるとともに、料金改定を見越した適切な状況把握を行い、経営の効率化・健全化を図ります。

水資源の大切さをPRするとともに、町の水道事業への理解が深まるよう、町民への啓発活動や情報の提供に努めます。

【主な取組み】

◆水道施設の改善・充実

◆水資源の大切さのPR

◆事業運営の効率化・情報化の推進

(2) 下水道の整備

「里庄町公共下水道事業計画」第6期認可区域については、令和3年度(2021年度)から令和10年度(2028年度)までに整備を行います。

「里庄町公共下水道全体計画」では、ほぼ全域を下水道整備することとしており、今後は事業計画の見直しを行い認可区域の拡大を図っていきます。下水道接続要望が強い地域において、説明会やアンケート調査等を実施し、計画的かつ効率的な整備を進めます。また、「里庄町公共下水道事業ストックマネジメント計画」に基づき、計画的な点検・調査や管路の改築・更新を行い、改築事業費の低減・平準化を検討していきます。

経営面では、維持管理費を抑制し、有収水量を増加させることで汚水処理原価の抑制を図ります。

下水道未接続世帯に対し、訪問等を通して早期水洗化を推進し、使用料による経費回収率の向上を目指します。

【主な取組み】

- ◆計画的整備の推進
- ◆町民への普及啓発
- ◆適正な維持管理
- ◆早期水洗化の推進

(3) 町営墓地の管理

町営墓地の適正な維持管理に努めるとともに、利用者等への適正な使用の推進に向けた啓発を行います。

【主な取組み】

- ◆町営墓地の適正管理
- ◆町営墓地の適正使用の啓発

【関連計画】

- 里庄町水道事業ビジョン・経営戦略
- 里庄町公共下水道全体計画
- 里庄町公共下水道事業計画
- 里庄町公共下水道事業ストックマネジメント計画

現状と課題



- 近年、わが国では令和6年(2024年)1月に発生した能登半島地震をはじめ、全国各地で地震や台風、豪雨による大規模な自然災害が多発しています。そのほかにも、様々な自然災害の発生により、生命や財産が甚大な被害に見舞われるケースが増加しており、今後発生が予想される南海トラフ地震等大規模地震にも備えていく必要があります。
- 防災については、災害時要配慮者への対策として、「個別避難計画」の作成が進みつつあります。特に、危険エリアに住んでいる災害時要配慮者を優先的に把握し、「個別避難計画」を作成することが求められています。しかし、自主防災組織の設置が難しい分館もあり、組織設置に向けた課題の把握と具体的な支援を検討していく必要があります。さらに、防災体制の整備に向けて、「里庄町地域防災計画」、「里庄町避難判断伝達マニュアル」、「里庄町職員初動マニュアル」についても国や岡山県の基準に適合させる等の改訂が必要です。
- 災害時の情報伝達手段を確保するための「災害情報伝達手段整備事業」については、戸別受信機、スマホアプリ及び分館放送等での情報伝達手段により確立していますが、戸別受信機、スマホアプリの普及率の向上が今後の課題となっています。
- 防災意識の向上を図るため、出前講座の実施、防災ハンドブック、防災マップの改訂等を行っています。なお、自主防災組織の設置率が約70.0%にとどまっていることから、今後は、自主防災組織の設置が難しい分館に対して支援を行っていく必要があります。
- ハード面では、ため池の災害発生を未然に防ぐため、重点的な点検や計画的な改修を行うとともに、住宅地の浸水対策と農地の湛水防除として経年劣化している排水ポンプ等老朽施設の点検、診断及び整備を年次計画に沿って行っています。また、消防機庫や積載車の更新が重要な課題となっています。
- ソフト面では、広報活動や防災訓練等を通して防災・減災意識の普及啓発を行うほか、災害時には重要な役割を担う消防団の活動や必要性について、町民の理解を深めるとともに、消防団員の確保・高齢化が重要な課題となっています。

基本方針

町民との協働のもとで防災に対する取組みを促進し、「自助」、「共助」、「公助」それぞれの消防力・防災力を強化し、町全体の防災意識の向上と「防災」、「減災」の対策や取組みを充実させます。

また、「里庄町地域防災計画」の定期的な見直しや防災訓練の実施等により、万が一災害が発生した場合でも、行政・地域・企業等の関係団体が円滑に連携し、被害を最小限に抑える体制を構築します。

評価指標

指標	現状値	目標値
戸別受信機の設置数	2,264台(令和5年度)	3,100台(令和11年度)
防災アプリの登録者数	2,102人(令和5年度)	2,500人(令和11年度)
災害時応援協定締結数	37(令和5年度)	40(令和11年度)
自主防災組織率※1	69.0%(令和5年度)	100%(令和11年度)
防災士研修会の開催	1回/年(令和5年度)	1回/年(令和11年度)
消防団員数※2	244人(令和5年度)	268人(令和11年度)

※1 組織がその活動範囲としている地域の世帯数/町内世帯数

※2 目標値は、消防団条例における定数

個別施策

(1) 防災体制の充実

大災害が発生しても人命保護、被害の最小化、経済社会の維持、迅速な復旧復興を目指す取り組みを記載した「里庄町国土強靱化対策計画」や「里庄町業務継続計画(BCP)*」を策定しています。また、定期的に「里庄町地域防災計画」の見直しを行っています。

非常時における個人や家庭への戸別受信機等による情報伝達手段については、平常時の情報伝達としても有効に活用し、災害時に正確な情報を迅速に発信できる体制を構築します。また、戸別受信機の設置やスマホアプリの登録促進のため、新規住宅団地の開発事業者への依頼や防災訓練等での活用・体験を通して普及啓発を行います。

災害発生時の迅速な対応を図るため、民間事業者との災害時応援協定の締結や見直しを促進します。

防災意識の向上を図るため、防災ハンドブック・防災マップの配布や、広報紙、ホームページ等の更新・活用により、積極的な広報活動を行います。また、町民が主体的に防災対策に取り組めるよう地域の防災リーダーである防災士の育成を推進します。自主防災組織が自発的に継続して防災意識の普及啓発に取り組めるよう支援するとともに、平常時の自主防災活動を支援し、体制の維持を図ります。現時点で自主防災組織が設立されていない分館においては、町民が主体的に防災対策に取り組めるよう、防災リーダーの育成や防災訓練、出前講座等を実施するとともに、自主防災組織の設立を促進します。

総合文化ホール等の基幹的な公共施設を指定避難所と位置づけています。防災拠点である役場庁舎が被災した場合には代替庁舎として図書館を指定しています。

今後、救助資機材や救援物資の備蓄等のさらなる充実を図るとともに、支援物資を受け入れる二次物資拠点の選定を検討します。

地震による人的・物的被害の軽減を図るため、住宅の耐震化を行う場合の補助等による支援を継続して実施します。

風水害や地震等の災害に備え、避難路の安全確保や災害時に避難支援が必要である災害時用配慮者の情報把握を行うとともに、防災情報の伝達方法及び避難誘導等の支援体制の確立を図ります。

災害時要配慮者への対策として、災害時要配慮者台帳に登録のある人のうち、危険エリアに住んでいる災害時要配慮者を中心に「個別避難計画」の作成を推進します。

備蓄については、目標数量の確保はもちろんのこと、世代のニーズにあった食料や物品の確保、定期的な確認を行うとともに、アレルギー対策にも目を向けた準備を進めます。

【主な取り組み】

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ◆総合的な防災体制の充実 | ◆防災意識の普及・啓発 |
| ◆情報伝達手段の普及 | ◆防災訓練等の実施による災害に強いまちづくりの推進 |
| ◆防災拠点の整備・充実 | ◆自主防災組織率の上昇 |
| ◆災害時要配慮者への支援体制の構築 | |

（２）消防組織・体制の充実・強化

地域の防災訓練や行事に消防団員が積極的に携わり、町民との交流を図ることにより、消防団員の育成や積極的な活動を促進します。

防火意識の向上を図るため、消防団によるチラシ配布等の広報や周知、各分館から選任される婦人防火クラブ員による「家庭から火を出さない」意識の啓発、幼少年期から火災に関する正しい知識を身につけるための幼年防火クラブでの防火教育を実施します。

青年層の消防団への加入を促進するとともに、地域の実情にあった組織の再編や女性消防団員の積極的な活動を推進します。

消防用備品については、計画的な整備・充実を図ります。

災害時における消防団員の拠点となる消防機庫については、引き続き長期的な計画に基づく更新を行い、充実・強化を図ります。

【主な取り組み】

- | | |
|----------------|----------|
| ◆消防組織・体制の充実・強化 | ◆消防機庫の整備 |
| ◆消防団員の育成・強化 | ◆防火意識の啓発 |

（３）国民保護計画※による危機管理

「里庄町国民保護計画」及び島根原子力発電所の事故対応に係る「原子力災害時における避難経由所・避難所運営マニュアル」に基づき、有事の際に速やかに対応できる体制を構築します。

「里庄町国民保護計画」を適時見直すとともに、国民保護やJアラート※等、一般の人が日頃聞きなれていない言葉をより身近な危機として認識してもらえよう普及啓発を行います。

【主な取り組み】

- | | |
|----------|------------------|
| ◆国民保護の啓発 | ◆「里庄町国民保護計画」の見直し |
|----------|------------------|

【関連計画】

- | | |
|---------------|-----------------|
| ●里庄町地域防災計画 | ●里庄町業務継続計画（BCP） |
| ●里庄町国土強靱化対策計画 | ●里庄町国民保護計画 |

現状と課題



- 地域の防犯対策、交通安全対策については、地域ぐるみで取り組む姿勢が大切であるとの観点から、子ども安全パトロール、防犯パトロール隊といった町民ボランティアによる見守り活動を行っていますが、高齢化が進み、地域の見守りを担う新たな人材確保が早急に求められます。併せて、危険箇所の点検や、防犯の抑止力として重要な役割を果たす防犯カメラの増設等を行い、不審者等が行動しにくい環境をつくり、町民の安全・安心を確保することが必要です。
- 本町では、犯罪防止に向けた環境を整備するため、青色防犯パトロールカーを導入し、地域の安全性の確保に努めています。
- 町道里見229号線・里見716号線等の道路整備が進み、交通利便性が向上していますが、運転者の不注意による事故に加え、歩行者や自転車利用者、中でも子どもや高齢者が巻き込まれる交通事故の増加が懸念されています。また、全国的に高齢ドライバーによる事故等も増発しており、事故防止対策や交通安全意識の普及とともに、免許返納も含めた対応を検討していく必要があります。
- 交通安全意識の普及のため、町や警察、学校等と連携し、園児への年2回の交通指導を行っています。
- 交通指導員、交通警察協助手員、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会等の各種団体と連携し、年2回の交通安全運動を実施しています。町内一円での早朝街頭指導、運転者に対して安全運転啓発を行うマスコット作戦等を行い、交通安全意識の普及に努めています。
- 急速な高齢化や高度情報化等の進展により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は、ますます多様化・複雑化しています。特に、高齢者を狙った振り込め詐欺等の特殊詐欺被害や悪質商法、若者のインターネット関連の被害も増加しています。中でも、スマートフォンの普及に伴い、ワンクリック詐欺※、オンラインゲームによる高額請求、SNSによる対人関係トラブル等、子どもたちを取り巻く社会環境は憂慮すべき状況にあります。

基本方針

学校、地域、警察と連携し、情報共有を図りながら、犯罪防止に向けて地域の目を養っていくとともに、青色防犯パトロールカーを活用した防犯パトロールの実施や防犯灯・防犯カメラの増設、維持管理を徹底し、児童・生徒の安全確保及び町民の防犯対策の拡充に取り組みます。

町や警察、学校、地域、企業等が連携し、園児・小学生から高齢者までの各世代に向けた交通安全指導を実施して交通安全意識の普及を図るとともに、交通安全施設の整備や町内道路の危険箇所の把握、改善整備を進め、安全性の確保を図ります。

町民が消費生活に関する知識を習得し、適切に判断する力の育成を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値
防犯灯設置数(累計)	1,526基(令和5年度)	1,556基(令和11年度)
町内における刑法犯認知件数	32件(令和5年度)	30件(令和11年度)
町内で発生した交通事故(人身)件数	24件(令和5年度)	20件(令和11年度)
消費者トラブル等に関する普及啓発回数	6回(令和5年度)	12回(令和11年度)

個別施策

(1) 地域安全対策の充実

青色防犯パトロールカー講習会の開催により、パトロール実施者を養成し、防犯パトロールを実施することで地域の安全性の確保に努めます。

学校や警察と連携し、町民の防犯対策のため、防犯灯・防犯カメラの維持管理を継続します。

また、防犯カメラについては、主に児童・生徒の通学路に設置している防犯カメラ機器を更新するとともに、新たな場所への設置も検討し、子どもたちが被害者になりうる犯罪等の抑止につなげます。

町民による子ども安全パトロールでの見守りや、小学1年生を対象とした防犯ブザーの配付等により、子どもたちの登下校の防犯対策に努めます。

【主な取組み】

◆地域防犯活動の推進

◆子ども安全パトロール

◆防犯灯・防犯カメラの増設・維持管理

(2) 交通安全意識の普及

交通安全意識の普及を図るため、町や警察、学校、地域、企業等が連携し、園児・小学生から高齢者までの各世代に向けた交通安全指導を行うほか、各種広報媒体を通して交通安全意識の普及を図ります。また、中学1年生を対象に里庄町交通安全協会から夜光タスキを配付し、着用を促進することにより交通安全意識の高揚を図ります。

里庄町交通安全対策協議会では、交通事故防止を目的として、町や警察、交通指導員、交通警察協助手員、幼児交通安全クラブ、交通安全母の会が連携して、交通安全意識の普及啓発活動を継続して実施しています。

自転車利用時のヘルメット着用や自転車保険の加入が義務化される等自転車の安全な利用が求められており、自転車利用者の安全で適正な利用に向けて普及啓発を行います。

【主な取組み】

◆交通安全意識の普及啓発

◆交通安全団体との連携

(3) 交通安全施設の整備・充実

危険箇所へのカーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備を図るとともに、既存の施設の適正な維持管理に努めます。

【主な取組み】

◆交通安全施設の整備・維持管理

(4) 安全な道路交通環境の確保

既存の交通安全施設の点検・整備を行うとともに、町内の危険箇所の改善を進めます。特に県道里庄地頭上線や県道矢掛寄島線における歩道整備を岡山県に要望し、児童・生徒の安全の確保を図ります。

自転車等放置禁止区域に自転車等の放置禁止看板を設置し、放置自転車の減少に努めるとともに、今後も地域や警察等と連携し、放置自転車の撤去等を行い、快適な道路交通環境の確保に努めます。

【主な取組み】

◆道路交通環境の確保（通学路の安全対策）

◆放置自転車対策

(5) 消費者教育・啓発の推進

児童・生徒を対象とした消費生活講座の実施やわかりやすいパンフレットの配布により、成長段階に応じた教育機会の確保に努めます。

広報紙、ケーブルテレビ、町内回覧等での情報提供を行うほか、虚空蔵大学の講座や元気アップ教室等を活用し、高齢者が被害に遭わないよう消費生活出前講座を実施する等、消費者教育の推進に努めます。

電話による特殊詐欺等を未然に防ぐため、自動的に録音する等の防犯機能が付いた電話機器の購入費用の一部を補助します。

岡山県消費生活センター、近隣市町の消費生活相談窓口等関係機関と連携し、情報共有を図り、被害の未然防止に努めます。

消費者被害撲滅に向けた地域ぐるみでの取組みを推進するため、消費生活問題研究協議会の活性化につなげるべく会員の増加等に向けて活動を支援するほか、岡山県と連携し、消費生活を支援する人材の育成に努めます。

【主な取組み】

◆地域における消費者教育の推進

◆消費生活講座

◆消費生活相談体制の充実

◆防犯機能付電話機器購入への補助

◆消費者団体及び人材の育成